

	平成 13 年 4 月 6 日
	生命倫理専門調査会
一部改正	平成 26 年 5 月 25 日
	生命倫理専門調査会
一部改正	平成 29 年 5 月 19 日
	生命倫理専門調査会
一部改正	平成 30 年 1 月 26 日
	生命倫理専門調査会
一部改正	令和 3 年 月 日
	生命倫理専門調査会

（目的）

第 1 条 本運営規則は、生命倫理専門調査会（以下「専門調査会」という。）の議事の手続及びその他の運営について、専門調査会の専門性に鑑みて円滑な運営を行うことを目的に総合科学技術・イノベーション会議運営規則（以下「CSTI 運営規則」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき定めるものとする。

（専門調査会の運営）

第 2 条 専門調査会の議事の手続その他専門調査会の運営については、法令及び CSTI 運営規則に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

（所掌）

第 3 条 専門調査会では、生命科学の急速な発展に対応するため、ヒトに関するクローリング技術等の規制に関する法律第 4 条第 3 項に基づく特定胚の取扱いに関する指針の策定等、生命倫理に関する調査・検討を行う。

（組織）

第 4 条 専門調査会は、専門委員から構成する。

（専門委員）

第 5 条 専門調査会の専門委員は次のとおりとする。なお、1 号から 4 号については、最低 1 名を構成員としなければならない。

- (1) 総合科学技術・イノベーション会議議員
- (2) 関係する分野に係る学術等に関係する有識者
- (3) 関係する分野の視点も含めて一般の立場から意見を述べることができる者
- (4) 会長が必要と認める者

（構成員の任期等）

第 6 条 専門委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠等の構成員の任期は、前任者等の残任期間とする。

- 2 専門委員は、再任されることがある。

（会長）

第 7 条 専門調査会に CSTI 運営規則第 9 条第 1 項の規定に基づき会長を置き、当該運営規則同条同項の規定に基づき指名された者がこれに当たる。

- 2 会長は、専門調査会の会務を総理し、専門調査会を代表する。
- 3 会長に事故等あるとき、予め会長が指名する第 5 条に規定する者が、その職務を代理

する。

(専門委員の会議の欠席)

第8条 専門調査会に属する専門委員が、専門調査会の会議を欠席する場合は、代理人を専門調査会に出席させることはできない。また、他の専門委員に議決権の行使を委任することはできない。

2 専門調査会の会議を欠席する専門委員は、会長を通じて、専門調査会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(会議の議事)

第9条 専門調査会は、専門委員の過半数が出席しなければ、議決することができない。

2 専門調査会の議事は、専門委員で会議に出席した者の過半数以上で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(公開)

第10条 専門調査会の会議は原則として公開する。ただし、会長が会議を公開しないことが適當と判断したときは、専門調査会の会議を非公開とすることができます。

2 前項ただし書きの規定により専門調査会の会議を公開しないこととしたとき、会長は、その理由を公表しなければならない。

(議事録)

第11条 専門調査会の議事録は、原則公開とする。ただし、会長が審議の内容等を公表しないことが適當と認めたときは、専門調査会の決定を経て議事録の全部又は一部を非公表とすることができます。

2 前項の規定により、専門調査会の会議の議事録の全部又は、一部を非公開としたとき、会長は、その理由を公表しなければならない。また、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

3 議事録、議事録の非公開理由、議事要旨は、適切な方法により公開しなければならない。

(資料の提出等の要求)

第12条 会長は、その所掌を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関等の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会長が必要と認めたときは、専門調査会に属する専門委員以外の者に対し、会議に資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(作業組織の設置)

第13条 会長は、その所掌を遂行するにあたって必要があると認めるときは、専門調査会に諮って作業組織を設置することができる。

2 作業組織の運営については、会長が別途定める。

(庶務)

第14条 専門調査会の庶務は、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において処理する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、専門調査会に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行日)

本運営規則は、令和3年 月 日から施行する。